

愛媛大学キャンパス情報ネットワーク利用内規

[平成16年2月24日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学総合情報メディアセンター利用規程第4条及び第5条の規定に基づき、キャンパス情報ネットワーク(以下「キャンパスネットワーク」という。)利用の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第2条 キャンパスネットワークの総括は、部局等の協力を得て、総合情報メディアセンターが行う。

2 キャンパスネットワークのうち基幹ネットワークの運用は、総合情報メディアセンターが行う。

3 キャンパスネットワークのうち部局等ネットワークの運用は、部局等が行う。

(自主管理サブドメイン)

第3条 「ehime-u.ac.jp」ドメイン下の、自主的に管理・運用されるサブドメイン(以下「自主管理サブドメイン」という。)の設置は、総合情報メディアセンターが行う。

2 自主管理サブドメインを設置しようとする者は、総合情報メディアセンター長に申請し、許可を得なければならない。

3 自主管理サブドメインの設置を申請できる者は、大学本部、各学部、各研究科、医学部附属病院及び各学内共同施設の長とする。

(ネットワーク層プロトコルの指定)

第4条 基幹ネットワークを利用して通信する場合のネットワーク層プロトコルは、IPとする。ただし、総合情報メディアセンター長が認めた場合は、この限りでない。

(IPアドレスの管理及び割当て)

第5条 基幹ネットワークを管理する者(以下「基幹ネットワーク管理者」という。)は、キャンパスネットワークのIPアドレスを管理し、部局等ネットワークを管理する者(以下「部局等ネットワーク管理者」という。)に割り当てる。

2 前項の規定によりIPアドレスの割当てを受けた部局等ネットワーク管理者は、部局等ネットワークに接続するコンピュータ、端末装置等の機器(以下「コンピュータ等」という。)にIPアドレスを割り当てる。

3 前二項の規定にかかわらず、基幹ネットワークに直接接続する機器については、基幹ネットワーク管理者がIPアドレスを割り当てる。

(コンピュータ等の接続手続)

第6条 キャンパスネットワークにコンピュータ等を接続しようとする者は、接続しようとする部局等ネットワーク管理者にネットワーク接続申請書等を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 部局等ネットワーク管理者は、部局等ネットワークの運用等に支障がないと認めるときは、前項の申請を行った者にネットワーク接続許可証等を交付する。
- 3 キャンパスネットワークにコンピュータ等の接続を許可された者(以下「ネットワーク利用責任者」という。)は、コンピュータ等の変更又は利用を取り止めるときは、部局等ネットワーク管理者に届け出なければならない。
(ネットワークの利用資格)

第7条 キャンパスネットワークを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号の一に該当する者で、ネットワーク利用責任者の許可を受けたものでなければならない。ただし、利用者がネットワーク利用責任者本人である場合は、許可を省くことができる。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他ネットワーク利用責任者が適当と認めた者
(ネットワーク利用責任者及び利用者の遵守事項)

第8条 ネットワーク利用責任者及び利用者は、愛媛大学情報セキュリティポリシー、ガイドライン及びこの規程を遵守するとともに、通信の妨害、傍受等ネットワークの円滑な運用を阻害する行為をしてはならない。

- 2 ネットワーク利用責任者及び利用者は、ネットワークの接続又は利用に関し、部局等ネットワーク管理者の指示に従わなければならない。
(接続又は利用の制限)

第9条 基幹ネットワーク管理者及び部局等ネットワーク管理者は、ネットワーク利用責任者又は利用者が前条に規定する遵守事項に違反したと判断したときは、コンピュータ等の接続の許可を取り消し、又はネットワークの利用を制限することができる。

(学外公開の手続)

第10条 サーバ等を学外に公開しようとする者は、基幹ネットワーク管理者に学外公開申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 基幹ネットワーク管理者は、基幹ネットワークの運用等に支障がないと認めるときは、前項の申請を行った者に学外公開許可証を交付し、ファイアウォールを設定する。
- 3 サーバ等の学外への公開が許可された者(以下「学外公開許可者」という。)は、サーバ等の学外への公開を取り止めるときは、基幹ネットワーク管理者に届け出なければならない。

(学外公開許可者の遵守事項)

第11条 学外公開許可者は、愛媛大学情報セキュリティポリシー、ガイドライン及びこの規程を遵守するとともに、通信の妨害、傍受等ネットワークの円滑な運

用を阻害する行為をしてはならない。

2 学外公開許可者は、サーバ等の公開に関し、基幹ネットワーク管理者の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第12条 基幹ネットワーク管理者は、学外公開許可者が前条に規定する遵守事項に違反したと判断したときは、ファイアウォール設定を取り消し、サーバ等の学外への公開を制限することができる。

(学内公開サーバ)

第13条 サーバ等を学内に公開するために、ネットワーク設定変更を要するものは、第10条から前条までの規定を準用する。この場合において、「学外」とあるのは「学内」と読み替えるものとする。

(事務)

第14条 基幹ネットワークに係る事務は研究支援部情報システム課において、部局等ネットワークに係る事務は当該部局等において処理する。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、ネットワークの運用、利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成16年2月24日から施行する。

附則

この内規は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この内規は、平成19年10月17日から施行する。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この内規は、平成30年2月1日から施行する。